

議会改革特別委員会

平成24年11月26日

葛城市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 平成24年11月26日（月） 午後2時00分 開会
午後3時26分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 溝 口 幸 夫
副委員長 下 村 正 樹
委 員 辻 村 美智子
" 中 川 佳 三
" 朝 岡 佐一郎
" 阿 古 和 彦
" 川 辺 順 一
" 寺 田 惣 一
" 白 石 栄 一

欠席した委員 委 員 南 要

4. 委員以外の出席議員 議 員 春 木 孝 祐
" 岡 本 吉 司

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
な し

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺 田 馨
書 記 西 川 育 子
書 記 西 川 雅 大

7. 協 議 案 件 所管事項の調査について

1. 議会改革について

(1) 新たな議会改革への取組み課題について

(2) 定数削減について

開 会 午後2時00分

溝口委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

なお、南委員につきましては、欠席ですが、委任をいただいております。

本日は、新たな議会改革特別委員会の委員メンバーで第1回目を開催することになりました。これまでの委員会のいろんな検討内容からして、議員定数の削減という課題につきましては大詰めを迎えておりますので、きょうも、そのことについて集中審議をしたいと思っておりますが、まずは、今年1年間、今年といたしますか、これからの1年間、議会改革、いろんな課題項目を去年から引き継いでおりますので、皆さんと一緒に議会改革を進める上でのいろんなご意見の意見交換をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

委員外議員の出席があります。春木議員、それから、岡本議員、2名の方が委員外議員として出席されております。

なお、一般傍聴の方が1名おられますが、一般傍聴の方の許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、入室してください。

(傍聴人入室)

溝口委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

初めに、今回が、役員改選後の初めての委員会の開催となっているということで、協議案件に入る前に、役員改選までの1年間の議会改革特別委員会での、どのようなことについての議論をしてきたのか、前回の委員長であります中川委員長の方からも引き継ぎについての申し入れがありましたが、私も委員でしたので、大体のことは経過を理解しておりますので、前回、中川委員長のときにご紹介された内容につきまして、もう一度、新たに2名の方が入られておりますので、紹介したいと思います。

平成23年11月から平成24年10月まで開催した議会改革特別委員会の協議内容について紹介させていただきます。委員で参加されておりました方には重複しますが、よろしくご理解をお願いいたします。

議会改革について、まず、定数見直しについて協議の結果、次回の委員会からは、定数については、いつから何名にしていくかなどについての協議を進めることに決定いたしております。これは、11月28日、午後2時から行われた分であります。平成23年11月28日、もう1件ありまして、委員から、定数削減だけでなく、日曜議会、議会基本条例の策定、議会報告会などについても今後議論していくべきという意見もありました。

次に、平成24年2月17日に行われた議会改革特別委員会では、まず、議会改革について、初めに、今後、議員定数については削減することを前提に議論を進めることを決定し、事務

局より、県内各市の議員定数、常任委員会の数、委員会の委員定数についての資料を示し、各委員より意見を求め、引き続き、これからも削減後の定数や削減時期についての協議を続けることを確認しております。

それから、委員からは、今後、委員会の数や委員定数などの検討をしていく上で、御所市や五條市などの実際どのような運営をされているのかなどの調査をしていただきたいという意見がありました。

その他として、委員会の会議録をホームページに記載することについて協議し、多くの市民に議会の審議内容を知っていただくということから、平成24年3月議会から掲載することに決定しました。

それから、平成24年5月9日の委員会では、近隣市議会の定数削減に係る諸事項の調査報告について報告があり、正副委員長及び事務局で、五條市、御所市の議会を訪問し、それぞれの市議会における議員定数削減等についての経緯並びに条例制定等のタイムスケジュールなどについて伺ってきたという報告がありました。

それから、議員定数削減については、県内各地の常任委員会の数、委員定数の資料を示し、定数と葛城市の定数削減後の委員会の数について、各委員より意見を求め、協議。意見としては、定数については、現状維持という意見もあったが、15名または16名にすべきという意見が多くあり、委員会の数についても、2つまたは3つという意見がありました。削減時期については、平成25年の次回改選からということに決定されております。

それから、その他として、議会基本条例を制定された天理市や県議会などを視察し、その内容を調査していただき、葛城市議会基本条例制定に向けてのタイムスケジュールをお示しいただきたいなどの意見がありました。

平成24年8月31日の委員会では、議会基本条例制定に係る諸事項の調査報告について、正副委員長と事務局が天理市議会を訪問し、議会基本条例制定までの道のりなどについて伺ってきたという内容についての報告がありました。

定数削減につきましては、資料として、県下の議員定数等の調査表を示し、再度、議員定数を何名にするか、また、その理由も付した意見を求め、協議。意見としては、15名、16名といった意見が多く、また、その理由として、人口規模からして妥当であることや、これまでの議論から判断してといったところなどでありました。

市民に対し、定数を減らす理由や数字の根拠をもっと明確にすべきではないかという意見もありました。

定数削減までのスケジュールとして、予算の関係上、市民への周知期間などを考慮して、平成24年12月議会で定数削減の条例制定を行うことを決定いたしております。

以上が、昨年1年間の議会改革特別委員会の協議内容の経過でありまして、今、紹介しましたように、一番直近の平成24年8月31日に行われた議会改革特別委員会で決定した内容について、再度、皆さんに紹介しておきます。

議員定数については、削減を目標とし、12月議会、定数削減の条例制定を行うことを決定しております。本日は、そういった関係上、この12月議会というのも、10日から始まる予定

ですが、15名、16名といったこの定数の決定を何らかの形で決定し条例改正案を議会へ提出しなければ、次のこの平成25年度の10月の改選に定数削減を採用することが時間的に不可能となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういった経緯を含めまして、きょう、第1回目の新たな議会改革特別委員会を開催するわけですが、まず、新たな議会改革への取り組みの課題についてまずは議題としたいと思ひます。

1つは、皆さんのお手元にお配りしているこの内容について皆さんと確認をしたいと思ひんですが、これまでの議会改革特別委員会で、各委員、及び議論された内容として取り組んでいきたい課題について、今、列挙しております。

まずは、第1に、議会基本条例の制定、それから、定数削減について、議員報酬について、会派制度について、政務活動費、旧政務調査費について、6、議会報告会、大字懇談会について、7、日曜議会、夜間議会の開催について、8、子ども議会の開催について、9、議会だよりの充実について、10、議会インターネット中継について、11、議員間討議について、こういった意見を集約して、私、委員長になりまして、今まで審議事項として上がった内容を列記させていただきました。

その中で、1年間にかけて、これ、全てを実施していくというわけではありませんが、1つ1つ議会改革を推し進めるためには、今、非常に充実しております科目と申しますか、審議項目として、2番目の定数削減というものが目前のこの議会改革の課題でありますので、それについて、議会定数削減について、きょうは、主として議論をさせていただき、形として推し進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本件につきまして、経過と、それから、今後の取り組みについて、大体皆さんにご紹介させていただきましたが、これの確認をしたいと思ひますが、まずは、経過は了解していただくこととし、今年1年間、こういった審議項目を主に審議してまいりたいと思ひますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、まずは、こういった11項目の優先順位としまして、定数削減についてを、まず、議論していきたいと思ひますが、まずは、新たな委員会メンバーが3名おられますので、まずは、この定数削減については、今までの委員会としての確認事項として、この12月議会に条例制定を進めようということと、定数15、16のどちらかにしようかというのが課題として、今、残っているわけです。ですから、今までの委員の方は、中川前委員長がおられますが、私も委員でしたので、大体、皆様のご意見は私も集約させてもらっていますので、新たに委員となられた方の、まずは、ご意見をお聞きして参考にしたいと思ひます。

では、寺田委員の方から、まず削減、要するに、これ、全体協議会で、もう1回紹介していますので、この推し進め方、進め方については了解をもらっているわけですが、議員定数の人数についてどのようにお考えなのかをお聞きしたい。

寺田委員 トップバッターでまことに申しわけないと思ひんですが、私、2年前に、議会改革特別委員長という重責をさせていただいて、この最後に、定数削減で検討するというところで次の中

川委員長さんに引き継がせていただいたわけですが、中川委員長さんの大変なご苦勞をおかけしたということで、まことにありがとうございます。

最終的に、今の委員長さんの説明でございますと、議員定数を削減すると、15か16かということで最終に話になったということをお聞きしとるわけですが、私の個人的な考えは、私らは、最初に、あれ、何年前でしたかな、平成19年ですか、平成19年で私らの提案で議員定数削減、あのときはたしか16だったですね、削減で提案したが否決されたということで、新たに議会改革を立ち上げてやったわけですが、私の希望といたしましては、あの当時は16名だったんですが、今、世の中を見ますと、近隣ずっと情勢を見ますと、大和高田市を除きまして、御所市15、宇陀市16、五條市15、それから香芝市16ということで、非常に、財政の中身は別にして、議員定数削減が流れとしてこういうふうなわけでございます。市民の皆さんに、葛城市もやっぱり議員の改革をやって前向いて行っとんねんなあということの認識のもとでは、やっぱり減らしまして、私の考えでしたら、定数を15にしたらいかがなものかということで考えとるわけでございます。あとの委員さんのご意見はまたいろいろとございませうが、私はそういう気持ちでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

溝口委員長 先ほど、3名の新しい委員ということでご紹介しましたが、中川前委員長は当時委員長でこの件についての個人的発言をされておられませんので、中川委員についてもちょっと発言をお願ひしたい。

次に、そしたら、阿古委員の方。

阿古委員 私は、議会改革は久しぶりで、これ、議員定数の話は多分、一度も加わっていない。傍聴はさせていただいたし、全協でもお聞きいたしてましたのである程度の内容は把握しているんですけども。

まず、議員定数の削減の本来の目的というか、それが、まず明確に聞いていなかったような気がします。ほかの自治体というか、議会が何名やからどうするねというような議論はあったんやけども、本来、議員の定数というのはどういう形で、これ、18から幾つに変えようとするのかわからないけども、するのかという、目的を、本来は市民に知らしめるべきと違うかなという気がします。

それで、議員定数についてはいろんな考え方があると思うんですよ。例えば、今の18人でもいいというのがあれば、16、15、この辺は全協でお聞きいたしましたので、例えば、それが9でもいいんじゃないかなという考え方もある。逆に、また、いや、18じゃなくてもっとふやせばいいんじゃないかという考え方もあるのかなと思ひます。

ただ、そうしたときに、結局は、その目的に、その目的を、何を目的にするのかによってその議員定数というのは多分決まってくるのかなという気がします。

それと、議員定数を決めるということは、その議会構成を事前に頭の中にイメージしておく必要がある。例えば、市民感覚から言うたら、僕は、多分、半減の9ぐらいを求められるものがあるかなという気がするんですけども、9にすれば、それは、委員会構成としては、3委員会では3になるから構成上難しい。そうすると、多分、1委員会になる。そやから、全員で、1委員会として、それから、本会議主義形式になるわけですけども、そういう形式

をとる必要がある。それで、例えば、18より少なくして16、15になったときに、それが果たして3委員会で耐えられるものなのか。例えば、15にすれば5名の構成ですから、正副を入れますと残り3名ですね。で、議論を進めていくという形。そうすれば、ひょっとしたら、その構成としたら厳しい可能性もあるし、そやから、そういうことを加味した中で、私は、最終的な議員の定数というのは決める必要があるのと違うかなという気がします。

方向性としては大体お聞きしていますんで、今回初めて出席させていただいたもんですから、あえてそういう意見を提案させていただきました。流れは理解しておりますので、大体、どちらかになるという雰囲気の話も実は聞いておりますので、それについてどうのこうのという思いはないんですけども、まず、定数をそこにするというのであれば、ほかの議会がそうしているからというんじゃないくて、葛城市としてどうだという、だから、この議員定数を選んだんだという、そういう、何ていうか、目的というか、そういう形の、私は、議員削減をすべきじゃないかなという気はします。

以上です。

溝口委員長 次に、そしたら、中川委員。

中川委員 ただいま溝口委員長の方からご指名をいただきまして、去る10月末をもって、1年間、議会改革特別委員会、委員長の大役を務めさせていただきました。皆さんの、当時の委員のご協力をもって、私みたいな頼りない者が1年間委員長をさせてもらって、葛城市議会の議員定数を減らすと、削減するという決定をさせていただきました。それに基づいて、今度12月の議会において議員削減の具体的な数字をあらわしていくということで引き継がせていただきました。というのは、1年間、皆さん方のご意見をお聞きしたときに、15、16というようなご意見が多かったんですが、私自身、委員長ということで、自分自身の考え、今、委員長がおっしゃったように、言っておりませんでした。

そこで、いろんな意見、1年間伺っているところで出ていましたことの中に、どこどこ市は何名、人口規模は何名、どこどこ市は何名、何名という話もありました。また、ほかのいろんな事情もあり、何名は妥当じゃないか、また、こんだけ減らすのは何かということの意見の中にも、また、我々、議会議員は、多くの有権者、市民の代表であると。多くの意見をもろうとしたら議員が多い方がいいと。その中でも、天理市ですか、視察に行かせてもらったときに、市民の意見を聞いたときに、全てが削減じゃなかったと、一部、人数足らんの違いかと、こんだけの人数でこの市のことを協議するだけの器があるんか、ふやしてもいいんじゃないかという、私らにしたら、議会、正副委員長でお話を聞いたときに、えって、そういう声が出るのかという話を聞いて、あ、それもあると。そこで、本題に戻りますが、議員定数、これは、葛城市の、市となりました、この市となったのは、近隣で言う、北で言う生駒、近隣でいう香芝、こことは違って、合併して市になったという経緯があると思うんです。生駒は生駒町から生駒市、香芝は香芝町から香芝市、自分とこの、変な言い方やけど、自分とこの自助努力、人口増加をもって市になりました。人口規模は3万人ですから、当時5万人の特例が3万人となって、生駒市が3万人をオーバーした、香芝市が3万人をオーバーした。これをもって生駒市、香芝市、名前は旧の町名をそのまま市に変えた、この経過があり

ます。そこらの、合併して市になったとこと単独で市になったとこ、ここらの人数の削減についていろいろ紆余曲折あると思いますが、私は、先ほど申しました分の数字からいきまして、今現在、条例上18名の定数で1名欠員が出ておりまして17名で、これから1年間、議事進行していただくと思うんですが、そしたら、これ、一般市民からしたら、今、市議会議員17名やんかと、それで1年間いくのやと。その後、1名減らして16名なら1人減らしただけかというふうな意見も出ないとも限りません。ですから、今の自分の、単純なことを言うていられるかわかりませんが、私の意見としては、今回、3名減の15名で意見として言わせていただきます。その中身としては、取りとめのない話となりましたが、3つ、4つの条件を見て15名で、それでまた、これから1年間、常任委員会とか特別委員会の設置を聞かれると思いますが、その場合に、3つではなく2つで7名掛ける2プラス、議長はオブザーバーという形で入っていただくという形をとってもらったらいいかと、参考までの意見なんですけど、まあ、何人削減されても、次の段階のことも若干踏まえまして15名で7掛ける2プラス1で15名という形では言わせておいてもらいます。

以上です。

溝口委員長 辻村委員。

辻村委員 私も、議員になって初めて議会改革特別委員会の方に1年間入らせていただいて、その後は、傍聴という形でずっと話を聞かせていただいておりました。その中で、やはりさまざまな意見がありましたので、私個人といたしましては、はっきり申し上げて3名減の15名というふうに思っております。

それはなぜかといいますと、今、3名の委員の方がおっしゃったように、同じようなことですが、やはりいろんな意見の中にも、阿古委員がおっしゃったように、市民の意見を吸い上げるのに本当に15名でいけるのかというのは、それは、大体、15名になると何名に1人の割合ぐらいになるんでしょうか。

阿古委員 おれ、言うてへんで、それ。

辻村委員 いえいえ、やっぱりたくさんの方の市民の意見を吸い上げるのには、多い方がいいというふうにもおっしゃいまし……。

阿古委員 それは言うてない。

辻村委員 あ、そうですか。やはりそういう意見もありますし、それから、委員会構成の方も、欠員が出て、総務文教の方でしたら6名が5名で運営させていただいておりました。そのときに、やはり意見も、いろいろな意見を皆さんおっしゃっていただいて、5名でも運営できるんじゃないかというふうにも私は感じさせていただきました。その点を考えると、やはり5名で運営できるのかなというふうにも思います。

ただ、やはりこれからいろんな課題が多くなってきますので、今後、委員会構成の方も考えていただきながらしていただきたいなというふうに思います。ですから、私自身は3名減の15名というふうに考えております。

溝口委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま、4名の委員の方から定数削減の削減目標人数についてお聞きいたしました。そ

れをお聞きされて、今までの委員をされた方から何かご意見を述べられるのであればご意見をお聞きしたいと思います。朝岡委員。

朝岡委員 今、新たに加わりました委員の皆さんからご自身のご意見のもとで定数削減の具体的な議員定数のお話がございます、先ほど、中川前委員長からお話ございましたように、昨年1年間、中川委員長のもとで副委員長として先進地の視察ということも踏まえた上で、天理市議会並びに五條市、御所市といろいろと市議会の方でさまざまな議員定数の推移というのを含めまして伺ってまいったところでございます、今、中川前委員長からもお話ございましたように、さまざま、各市によつての考え方なり、その議員定数削減への推移というのはございましたけれども、本来、私自身は、当然、この議員定数の削減のこの問題を審議として加えたやっぱり目的というのは、やはり今後の財政計画を議員としてもしっかりと反映していく中で、煮詰めていく中で、やはり、幸いにして新市計画、特例債の延伸ということで5年間の事業を延ばすことができるというような国からの指針もできましたけれども、やはり迫り来る、合併10年という中で、やはり交付税の一本算定であるとか、これからのやっぱり緊迫した財政運営を、議会も効率的な議会運営をする中でその財政をしっかりと支えていくという上においては、やはり報酬を減らすか、もしくは議員の数を削減するかと、いずれかの選択になろうかと思うんですが、やはりこれからの新たな議員を通して、この葛城市を担うという方について、やはり余りその報酬を削減するというのも、なかなか、新たな議員としてのやはりご自身の思い、やはり報酬が少ないということになると妨げる原因の1つになるのではないかという中において、やはり議員の数をまず削減する中で財政をしっかりと担っていく、もしくは、議員も襟を正して効率的な議会運営をするという中でいろいろとご意見があったとこのように思っております。

私自身も、前回の8月の委員会では、副委員長として皆さんのご意見を聞きつつ、2名減程度が望ましいのかなとこういうふう判断しておりましたけれども、今、お話ございましたように、おおむねの皆さんが3名減ということで、やはりこの間、私も国の選挙等もある関係上いろいろな地域でいろいろなご意見も聞かせていただく中で、やはり市民の皆さん方については、思い切った議員削減ということも望んでおられるような声を多く聞かせていただきまして、我が党の代表、今、副議長をしていただいておりますけれども、よく相談をさせていただいて党本部との見解を聞かせていただくと、やはり思い切った、市民の皆さん方の声を伝えていきなさいとご指示をいただきましたので、皆さんと同じように定数削減は3名で15名ということで進めていっていただきたいと。これは、あくまでも、将来に向けてしっかりした財政を運営する中で効率的な議会運営をできるという判断のもとで15名というのが妥当ではないかなと。

ちなみに、1名欠員、辞任をされまして、前回、私がこの改選まで所属をいたしておりました総務文教常任委員会は5名で、その間、議論を進めてまいりまして、特に、大きな問題に直面して議論が進まなかったという経過も特にはなかったように私は思っています。ただ、5名になりますと、さまざまな議論のもとで、いわゆる賛成反対が同数になった場合に委員長決裁というようなこともあろうかと思っておりますけれども、特に、3委員会で5人で15名の定

数でも、私自身は、この間、5人の委員会構成で特に大きな障がいはなかったとこのように判断をいたしております。

また、ここに書いてございますように、将来、予算委員会の通年化、分割付託の廃止についてというふうな項目も上がっておりますけれども、仮に、これが通年委員会として発足することによって、いわゆる一般会計補正等の予算審議についてはその予算委員会ですとなれば、各委員会については条例の改廃であるとか改正であるとか、条例のそういうご審議をするということになると、特に、3委員会で5人で構成されても、私は、十分な審議ができる。もしくは、どなたかがおっしゃっていましたように、それを、一度統廃合して2つの委員会で、今おっしゃっているよう、7人で、例えば、構成して、議長はオブザーバーに入るとすれば、今以上に委員としての構成ができるわけですから、それは、それで、今後の皆さん方との意見の中で考えていけばいいんじゃないかと、このような観点から、私は、15名の3名減を私の意見としてこの委員会で改めて提案、提言させていただきたい、このように思います。

以上です。

溝口委員長 ほかにありませんか。白石委員。

白石委員 新たな役員改選が行われて、初めての委員会として溝口委員長のもと、改めて、引き継がれてきた懸案事項について、新たな議員さんを中心に意見を聴取される、こういうこととなります。

この間の議論、また、今、新たな委員さんを含め、また、この間の情勢の変化の中で考えを新たにした委員さんの意見が出てまいりました。こういう議論の中で、私は、非常にこの懸念をしていることは、やはり私たち議会、私たち議員というのは、やはり憲法の規定のもとに、この議事機関として議会が設置をされ、その議会の議員は、自治体の長とともに、住民が直接選挙をする、こういう規定のもとに私たち議会があり、私たち議会議員としての職責があるわけであります。この地方自治のこの原則の中の、地方自治の本旨というものが書かれておりますけれども、皆さんもご承知のように、地方自治の本旨は住民自治と団体自治、このように理解をされております。これは、その自治体のことはその自治体の住民の意思に基づいて決定をする。その決定に基づいて、この行政は、国から独立をして市民とともに執行をしていくと、これが団体自治で、住民自治であります。こここのところが、この議会改革特別委員会の中での議論で置いておかれていると、置いてけぼりになっているというのであります。これは、まさに、国民が、この憲法によって基本的人権や国家主権、あるいは国民主権が規定されている、それを具体的に実現をするための原則として地方自治が、規定が設けられているわけであります。その最大の眼目は、これは、住民の意思に基づいてこの地方自治体の意思を決定をしていくということであります。その住民の意思を決定するための機関としてこの議会が設置をされるということが明記をされている。

私たちは、住民の意思をどれだけ広く、多様な意見を真っ直ぐに議会に届け、理事者から提案される議案をしっかりと議論をし、これが市民のため市政のためになるのかということ批判し、また提案する、こういう役割を担っているわけであります。そのために、市民は、

この私たち議員を選ぶという権利、民主政治に参加するという権利を選挙権という形で、直接選挙するという形で参加をしているわけです。私は、ここの、国民の、市民の基本的な、自分の意思を本当に市政に届ける、その役割での義務を選ぶ権利そのものが縮小され抑制される、こういうことが、私は、非常に、これまでのこの近現代のいわゆる民主主義の発展の中で今日までなし得てきた現憲法の成果をやはり後退させるものだというふうに思っておりますし、また、そういう議論こそがきちっとやられて、議会が本当に議会としての役割を果たしていく、これが求められているんだというふうに訴えてまいりました、議論してまいりました。

しかし、残念ながら、阿古委員さんが改めて発言されたように、議員定数削減がどのような目的、目的は、議会改革、あるいは議会としての役割、それらを向上、発展させるのかという、そういう議論にはならなかった。何よりも財政の問題です。ここにやはり帰結をされていく。確かに、これも言いましたね、夕張のようなことがあれば、当然、そういうことはあるでしょう。しかし、我々は、市民の皆さんの本当にこの真っ直ぐな意思を市政に反映し、それを議論して、広く、この市民の皆さんが市政を身近に感じてもらうようにせないかんということを目指しているわけです。

しかし、残念ながら、国の政治から地方政治が、財政危機、経済危機初め、国民のこの思いと違うところで政が行われている、そういうふうなことから政治不信が拡大をし、議員削減というふうな形が出てきている。議会に対する不信が、思い切った削減をしると、こういうふうな、議会も、行革をするために、財政を再建するために、市民に痛みを伴う改革をせないかん。議会が、議員が、痛みを避けていて何するんだと、こういう論法でこの定数削減が提示されている。私たちは、地方自治体の役割として住民の福祉の増進を図るために仕事をしているんです。これが使命なんです。以前のこの地方自治法の規定では、まあ、保持でした。住民の安全、健康、福祉を保持することでした。ところが、改正自治法は向上なんです、増進なんです。私たちは、そのために仕事をしなければならないけども、そういう役割が果たせていない。だからこそ、こういう問題が出てきている。ここにきちっとした反省、総括がなければ、これは、議会、幾ら議論したって、議会改革、議会としての機能を発揮して市民の期待にこたえるようなことにならない。お隣の御所市が15、五條市も15、宇陀市も16、一列、こんなん地域主権一括法の受け皿として役割を果たせるのかと。こういう議論が、残念ながら発展しなかった。これは、非常に残念であります。

しかし、議会は、これは、やはり最終的には多数の意見によって決するということでもあります。私は、そういう国民、市民の政治に参加する、それは、なかんずく、選挙権、こういうものを、やはり選択肢を狭めるそういうことについては、やはり同意できないですし、また、そういう議論を避けて通るのではなくて正面から受けて、やはり議論していただきたい。議会改革の中で言われている基本条例の制定に、ぜひ、委員長、力を尽くしていただきたい。よろしく申し上げます。

溝口委員長 ほかに。副委員長。

下村副委員長 私も、基本的に、以前から2名削減、ということは、定数が18名ですから16名という

ようなことを、以前から言っております。平成16年10月に合併しましたけれども、当初、合併以前から合併協議会がありまして、その中で定数の検討委員会というのを、私も入っております。そのときは、議員の考えとして20名ということでしたけれども、ほかの一般の市民の代表の方は18名ということで、それにお任せして18名ということが合併協議会で決定になったという経過がございます。

その後、我々、当時の会派なんですけれども、平成19年8月に天理市の方に研修ということで、我々、会派で出向きまして、そのときも、やっぱり2名は削減しなければならないということで、その年の19年の9月議会で議員提案で定数削減ということを提案させていただきましたけれども、そのときは否決になりました。その後、今の議会改革ということに、検討されて今に至っておるわけでありましてけれども、私、2名減の16名と言っておりますけれども、会派でいろいろ検討も議論もいたしました。その結果といいますか、今は、定数は18名なんですけれども、議員の数、今、市長選挙の絡みもありまして17名で議会を運営しているという状態の中で1名が常任委員会2つを掛け持つというような事態になっております。

そういうことからいろいろ考えて、当初は、葛城市にはやはり常任委員会は今のとおり3つ、3委員会が通常であると、当たり前であると私は思っておりますし、近隣の五條市、御所市は2つの常任委員会ですけれども、宇陀市は、合併して3つの常任委員会で、宇陀市は、総務委員会が6名であとが5名、5名というようになっているんですけれども、やはり常任委員会の平等性もいろいろ検討いたしました結果、1つの常任委員会5名ということを考えますと定数が15名ということになって今の18名からは3名減ということに、私の考えを改めて決定させていただいたということ、今、ちょっと私の意見として述べておきます。

溝口委員長 ほかにありませんか。川辺委員。

川辺委員 本当に、長い間、時間かかったと思いますので、削減対しまして、寺田委員長と、あと中川委員長、もう1年かな、1年ちょっとぐらいかかっているのかな、まあ、大変な、これは、難しい議題だと思いますので、まあ、ようやく、大体、結審がついたようでございますので、私も、いつも言わせていただいているとおり、削減、3名ということで15名という形でいつも、私は変わらないと思いますが、また、いろいろ、また、その後、結審できましたら、また、どういう常任委員会に持っていくか、それもまた決めていただいて、これ、12月に出すということだと思いますので、次の改選からということで見えておりますので、そこまで、また、委員長、よろしく進んでいただいたらありがたいなと思います。

以上でございます。

溝口委員長 昨年からの委員の方、及び今年入られた委員の方のご意見をお聞きしました。

私も、委員のときに個人的な意見を述べさせていただいて、この議会改革の定数削減に参画しているんですが、確かに、時間と回数というのはそれなりにこなしてきたと思います。その中で、まあ、一方的に、削減ということ自体に結論を導くのではなしに、その経過についても、まあ、それなりにいろんな方の意見を述べられ、それを聞きながら集約してきたのではないかなと思います。ですから、議論が定数を削減する数の問題だけの議論をしてきたわけでは、私は、ないと思います。いろんな立場の意見を述べながら、それを、その委員各

位がそれなりに理解しながら、この8月の定数削減を、次回の改選、平成25年10月の改選から行うということを決定されました。そして、その削減人数について、前回のときに、12月議会の条例改正をもって削減を進めて行かないと前へ向いていかないし、平成25年の改選にはこれを採用できないという結論を導いてきたというふうに思います。

ですから、そういった点から、きょうは、定数の削減のこの人数をまずは決めていきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

先ほどからいろいろご意見をお聞きしますと、これまで16名という声を上げられてきた委員の方も、いろいろな、今後の議会の運営のあり方を想定した上でのご意見として15名という人数が再浮上したのではないかというふうに思います。

そこで、まずは意見を、皆さん、お聞きしましたら、ここで何名にするのかをまず決めたいと思っております。

本委員会が、議員定数削減についての協議の結果として、平成25年の一般選挙から、定数については15名に決定をするということに賛成の委員の採決をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 よろしいですか。

それでは、平成25年一般選挙から議会改革特別委員会の結論としまして、葛城市の議会定数を15名にするということに賛成の諸君の起立を求めたいと思っております。

(起立多数)

溝口委員長 起立多数であります。

それでは、ただいま決定いただきました結果をもとに、定例議会前の議会全員協議会を開催していただきまして、そこで、私の方から、委員外議員の方たちにご理解を求め、議会運営委員会等に議会条例案として提出をお願いしていきたく思います。

ここで、少し休憩をとりたいと思っております。

まず、議長及び議会運営委員長が委員におられますので、当委員会の正副委員長と議長、議会運営委員会の委員長とで、12月議会にどう諮っていくのかというのを、まずは、協議して、その結果を、もう一度、委員会再開後、ご紹介していきたく思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

再開につきましては、3時10分をめぐりに再開したいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

休 憩 午後2時49分

再 開 午後3時09分

溝口委員長 それでは、時間がまいりましたので、引き続き、委員会を再開したいと思っております。

先ほどの委員会の結論としまして、もう一度、確認しておきたいと思っております。

議員定数削減の協議の結果、平成25年の一般選挙から定数については15名とすることを決定させていただきました。これにつきましては、12月議会に、当委員会の発議ということで、条例の制定になります。それは、どういうことかといいますと、実は、今までの葛城市の18

名の定数は、2町の合併時の協議会の中で協議された協議書に、両町の町長名で18名とするという協議書で決まった人数でありますので、条例は今までありません。ですから、新たに定数を15名とするという条例の制定になります。事務局で確認しております。

阿古委員 ちょっと確認だけ。

溝口委員長 はい。阿古委員。

阿古委員 その当時、合併協議会でやっていますやん。それで、僕自身は、条例やという認識しとんやけど、一括上程で議決を入れているはずなんですよ。そやから、1つずつの条例改正というか、条例制定をやると非常に時間がかかるという中で、全ての項目を含めたものの一括上程で一括議決で制定されているという認識をしていたんですけども、今現在、葛城市の条例集の中には、今言うている議員定数の項目はないということなんですか。その確認。

溝口委員長 はい。

私の方から、ちょっと用意されました内容を読みますと、これは、北葛城郡新庄町及び同郡當麻町の廃置分合に伴う議会の議員定数に関する協議書ということで、平成16年10月1日から北葛城郡新庄町及び同郡當麻町を廃止し、その区分をもって葛城市を設置することに伴う葛城市の議会議員の定数について、地方自治法、昭和22年法律第67号第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記、葛城市の議会議員の定数、18名。平成15年12月24日、新庄町長、吉川義彦、當麻町長、安川正雄。

この形で決められたものしかない。条例には全く同じものが入っていると。協議書という形のもので。ですから、条例としてはありませんので、今回は、新たな条例として、15名にするという新たな制定ということになる。

阿古委員 再度。それ、その項目自身が、多分、僕は、条例なんやろうなと思いますねん。そやから、手続上、今の話やないけども、協議書を一本で一括上程で議会議決を受けている。そやから、それが条例集。

溝口委員長 いや、ですから、条例集の中に……。

阿古委員 だから、項目として1項目で、多分、全部書いていないんやろうけども。

溝口委員長 いやいや、協議書として1冊あるだけで、それ以外は条例ですわ、ほかの項目について決められているのは条例。

阿古委員 項目分けをしていないということやね、そやからね。

溝口委員長 だから、全く条例としてはないという。

阿古委員 うん。そやから、協議書という。そやから、その項目だけ抜き出してやるという感覚になるんと違うかな。

溝口委員長 いや、だから、これは、ちょっと皆さん、真剣に考えなくてもいいと思います。既にあるものが協議書で決まっておりますので、今回は、15名にすることは、新たな条例を制定するという認識で持っていたきたいと思います。

これにつきましては、先ほど、議長及び議運の委員長が当委員会の委員でしたので、正副委員長と協議させていただきました。

まあ、どちらにしても、協議書の中で決定された18名ということで、我々、今度、議員提案する条例改正案というのは、条例制定の形をもって上程をお願いしたいと思います。

それで、この運びですが、先ほどの議運の委員長及び議長及び正副委員長の打ち合わせの中で、まずは、条例案を一度つくりまして、それを、議運の初日ないしは最終日に上程をお願いすると。そして、上程をお願いするとなると、当然ながら、その前に全員協議会を開かなあきませんので、議会初日に上程する運びになりますとタイトな議会全体協議会を、早速用意をしなければいけませんので、なかなか時間的に無理があるかと思います。ですから、議会開催中、定例議会開催中に皆さんにお諮りする全員協議会での諮り方としては、議会開催中に全員協議会を開き、そして、最終日に上程をし、本議会の議案として議決をするという運びでいきたいというふうに考えております。

これにつきましては、賛成多数でご同意いただきましたので、提案者または賛成をいただける委員のご署名をいただき議案の提出ということで運んでいきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

ただいま申し上げました議案の提出について、このような運びで進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 では、異議なしと。

阿古委員 質問だけ。

溝口委員長 はい。阿古委員。

阿古委員 話の趣旨はわかりました。

ただ、手続上、ちょっと確認しておいていただきたいのが、今、1ページに書かれている協定書やったかな、協定書をもって最初スタートしているわけですね。そうすると、その協定書の中に18という、当然、項目が入っているわけですよ。その一部変更をするわけですよ。一括で1つでぽんと入っているもののその内容の一部変更をするという形に。そやから、新たな制定というので、そうやったら、本来、通常の条例の場合でしたら、変更するべきものがあって、そのもとを変更するんですよ。そやけど、片方の方は、ぽんとかう1つで入ってきているわけですよ。そやから、そのページがそのまま残るとすれば、結局、協定の中では18という項目が永遠として残っていくわけやから、そやから、その手続が、どういう手続をとったらいいかということがちょっと確認をしていただきたいなという気がします。

溝口委員長 要するに、協議書を無効にする手続。

阿古委員 というか、その一部変更、その協議書の内容の一部変更であるわけやから。そやから、最後のところに、附則で、何らかのものが入ってくるのか入ってけえへんのかということはやちょっと確認をして。事務手続の問題です。

溝口委員長 これ、事務局の方から調べていただいたら、先ほどの打ち合わせの中でのものを、運びを確認した内容は、協議書は協議書として残しておかなければいけません。要するに、過去の事例として。そやけども、今回の15名にするというのは、新たな条例を制定したら、それ

が、今後の正となるということですよ。

阿古委員 特殊な形の条例制定を認めているわけですね。

寺田委員 ほな、これ、協議書を廃止するの。

溝口委員長 いや、しない。これは残しとかんと。要するに、過去の事例。

寺田委員 新たに条例制定するわけ。

溝口委員長 だから、これは、協議書であって条例はその上のものやからね。条例があつて憲法があるという、そういうものやから。

規則上、上のランクの条例を制定するわけです。それが正になる。

まあ、そういうことで、もう一度、事務局に、今後の対処の仕方、今確認している内容でいいのかどうかというのは調べていただいて、議会運営委員会のときにまた紹介していただきたいと思います。当委員会としては、皆さんの賛同者のサインをいただきながら、条例の制定という形で議案として上程したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここで、委員外議員の方の発言の申し出があれば許可したいと思いますが、ありませんか。

はい、春木議員。

(春木議員の発言あり)

溝口委員長 岡本議員、ありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ないようですので、これをもって当委員会を閉会するんですが、先ほどからも言っておりますように、重要な案件の決定をさせていただきました。もう一度再度確認をしながら当委員会を終わりたいと思います。

きょう、お諮りしましたのは、まず、1つは、新たなこれからの1年間に取り組む課題、これは、11項目について、お手元にお配りしております内容について、次回は、優先順位をつけながら検討に入りたいと思います。

また、それ以外に、今後、定数削減ということが行われますと、当然ながら、今、懸案になっています予算委員会の通年化とか、分割付託の廃止とか、特別委員会のこれまでの状態で本当に委員会構成及び委員会の内容がこなせるのかというようなことも議題の中に入れられたらというふうに思っておりますので、この1年間、今後の1年間、また皆さんの委員の各位のご意見をお聞きしながら1つ1つ取り組んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、本日、重要案件として、本委員会において議員定数の削減というのが決定されました。平成25年一般選挙から定数を15名にするということで、12月議会に条例の制定という形で提案させていただきます。賛同の委員各位の、また、ご署名をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案の提案者は、委員長ということで提案させていただいて、各委員の方には賛同者ということでご署名をいただきたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、当委員会の、2年近くに及ぶ、この定数削減問題を皆さんのご協力、それから、たび重なる委員会を重ねて、やっどこぎつけてまいりました。新たな委員長になって、非常に、性急な結論の出し方かとは思いますが、これまで十分に議論されてきた内容でありますので、その点、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

今後、議会改革は、定数削減のみに集中するのではなしに、やはり議会のあり方を皆さんの理解のもとに向上していく、また、市民負託を十分に反映していくという内容の議会にこれから改革していかなければいけないというふうにも思ひますので、ぜひとも、今後の課題の取り組みについてご協力いただきますようお願いいたしまして当委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後3時26分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 溝 口 幸 夫